

【サービス利用料金】

利用者は、訓練等給付費対象のサービスを受けた場合、サービス利用料金の1割の額をお支払いいただきます。

なお、定額負担又は利用者負担額の軽減等が適用される場合には、この限りではありません。詳しくは、障害福祉サービス受給者証を確認してください。

また、事業所は、サービス利用料金のうち、市町村から訓練等給付費として代理受容した額については、別途利用者にお知らせいたします。

〔サービス利用時の昼食代 及び 食費等実費負担の軽減について〕

- ・ 当事業所の昼食代は570円です。
- ・ 低所得の方が事業所を利用された場合、食事提供体制加算の該当者となります。
(事業所内で調理した食事を提供した場合に限ります)

$$570円(食事代) - 300円(食事提供体制加算) = 270円$$

「1食270円×利用日数」を1ヶ月まとめて請求させていただきます。

〔サービス内容と1日あたりの料金〕

内 容	金 額
① サービス利用と料金	5,900円
② うちサービス利用に係る自己負担額(定率負担) (①×10%)	590円
③ 食事に係る自己負担額	昼食: 270円
④ 負担額合計(1日あたり) (②+③)	860円

※ 各種加算についても、該当する場合はその単価(全体額の1割=利用者負担)が加わります。以下に各種加算の1日(送迎加算については1回)あたりの利用者負担額を記します。

加算の種類	自己負担額	内 容
就労移行支援体制加算(I) (7.5:1)	51円	前年度において、就労継続支援B型等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度の人数を乗じた単位数を加算する。(就労Aへの移行は除く)
初期加算	30円	サービス利用の初期段階において、生活状況の把握や連絡等に時間を要することから、サービス利用開始から30日間の間、加算する。
訪問支援特別加算(1時間未満)	187円	継続して利用する利用者が、連続して5日間利用しなかったときに、職員が居宅を訪問して相談援助を行った場合に、月2回まで加算する。
訪問支援特別加算(1時間以上)	280円	
利用者負担上限額管理加算	150円	障害福祉サービスに係る1ヶ月の利用者負担額合計額の上限管理を行った場合に加算する。
食事提供体制加算	30円	収入が一定額以下の利用者に対して、事業所が食事を提供した場合に加算する。
福祉専門職員配置等加算(I)	15円	職業指導員又は生活支援員として常勤で配置する者

福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	10 円	のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士であるものが 35%以上（Ⅰ）、25%以上（Ⅱ）の場合、または常勤者の割合が 75%以上もしくは常勤で配置される従業者の 3 年以上勤続者が 30%以上（Ⅲ）の場合に加算する。
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	6 円	
欠席時対応加算	94 円	事業所を利用する利用者が、利用を予定していた日に急病等で利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行うとともに、相談援助の記録を行った場合、月 4 回まで加算する。
重度者支援体制加算（Ⅰ）	56 円	前年度の障害基礎年金 1 級受給者数が、当該年度の利用者数の 50%以上の場合（Ⅰ）、または 25%以上の場合（Ⅱ）に加算する。
重度者支援体制加算（Ⅱ）	28 円	
目標工賃達成指導員配置加算	89 円	目標工賃達成指導員を配置することにより、手厚い人員体制（目標工賃達成指導員を常勤換算法で 1 以上配置、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算法で 7.5 : 1 以上、かつ目標工賃達成指導員を加えた総数が常勤換算法で 6 : 1 以上）をもって、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合に加算する。
送迎加算（Ⅰ）（片道）	21 円	1 回の送迎につき平均 10 人以上の利用者が利用しかつ週 3 回以上の送迎を実施している場合（Ⅰ）、または 1 回の送迎につき平均 10 人以上が利用している又は週 3 回以上の送迎を実施している場合に加算する。
送迎加算（Ⅱ）（片道）	10 円	
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算		加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善等を行っている場合に加算する。

※ 負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内の額及び食費といたします。

[サービス利用の取消し(キャンセル)について]

利用者が、サービス利用を取消し（キャンセル）する場合は、利用日当日の 10 時 30 分までに当事業所まで申し出てください。なお、10 時 30 分以降に申し出た場合は、キャンセル料をいただく場合があります。

キャンセル料（昼食の実費相当額）	570 円
------------------	-------

[利用者負担の減免について]

所得区分	内 容	利用者負担の月額上限設定
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税の世帯	0 円
一般 1	市町村民税課税世帯で、収入が概ね 600 万円以下であるもの	9,300 円
一般 2	市町村民税課税世帯で、一般 1 に該当しないもの	37,200 円

※ 一カ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得（世帯の収

入状況) に応じて上表のとおり 4 区分の月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は必要ありません。

(2) 訓練等給付費の対象外のサービス

下記のサービスについては、訓練等給付費の給付の対象とならないため、サービスの提供を希望される場合には、事前に説明し同意を得たうえで、所定の料金を支払っていただきます。

- ① 食事の提供とこれに伴う費用
- ② 訓練等給付費から支給されない日常生活上の諸費用
- ③ 訓練等給付費から支給されない社会生活上便宜を図った諸費用
- ④ 特別なサービスの提供とこれに伴う費用

なお、上記の所定料金は、経済状態の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)の料金・費用は、利用日数に基づいて1ヵ月毎に計算して請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア 窓口で現金支払い

イ 下記指定口座への振込(振込を利用の場合は、振込手数料の負担をお願い致します)

中国銀行 玉支店

普通預金：1522114

口座名義：社会福祉法人同仁会 しゃかいふくしほうじんどうじんかい 理事長 りじちょう **山岡宏行** やまおかひろゆき